

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

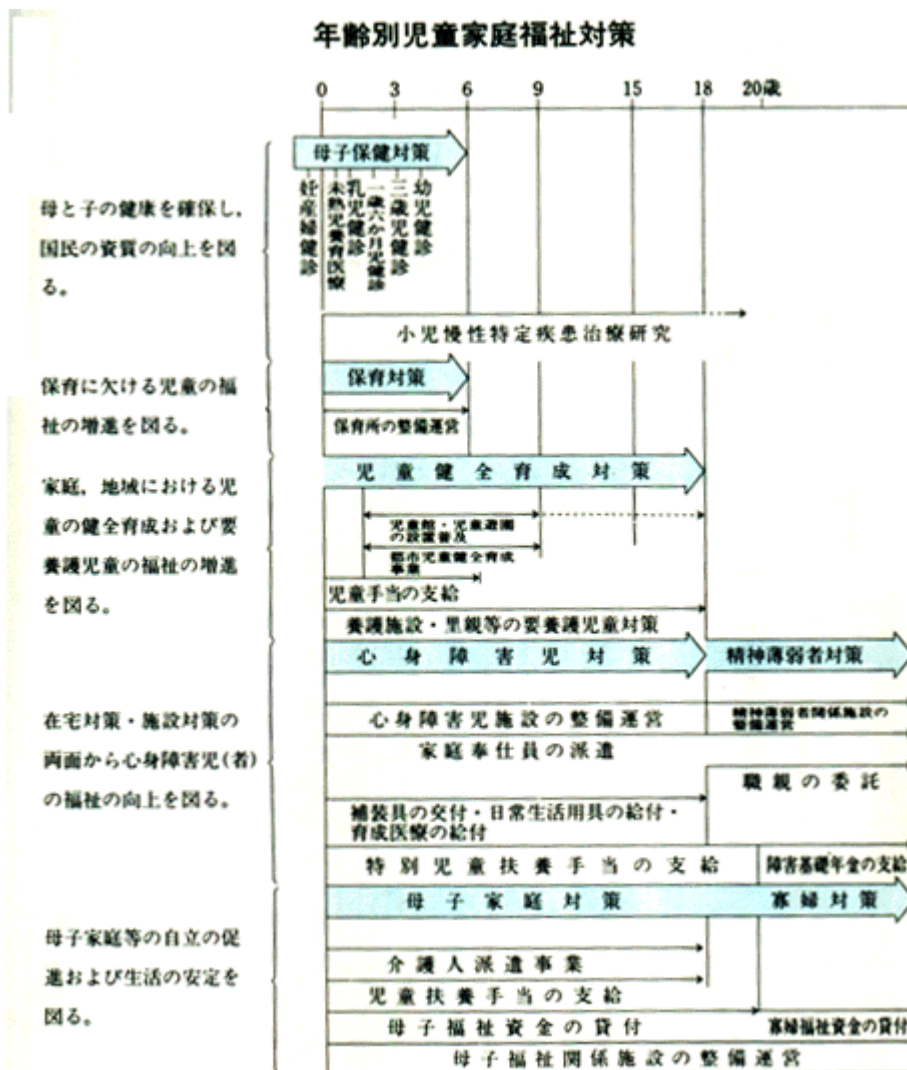
V 社会福祉

1 児童と家庭

(1) 概要

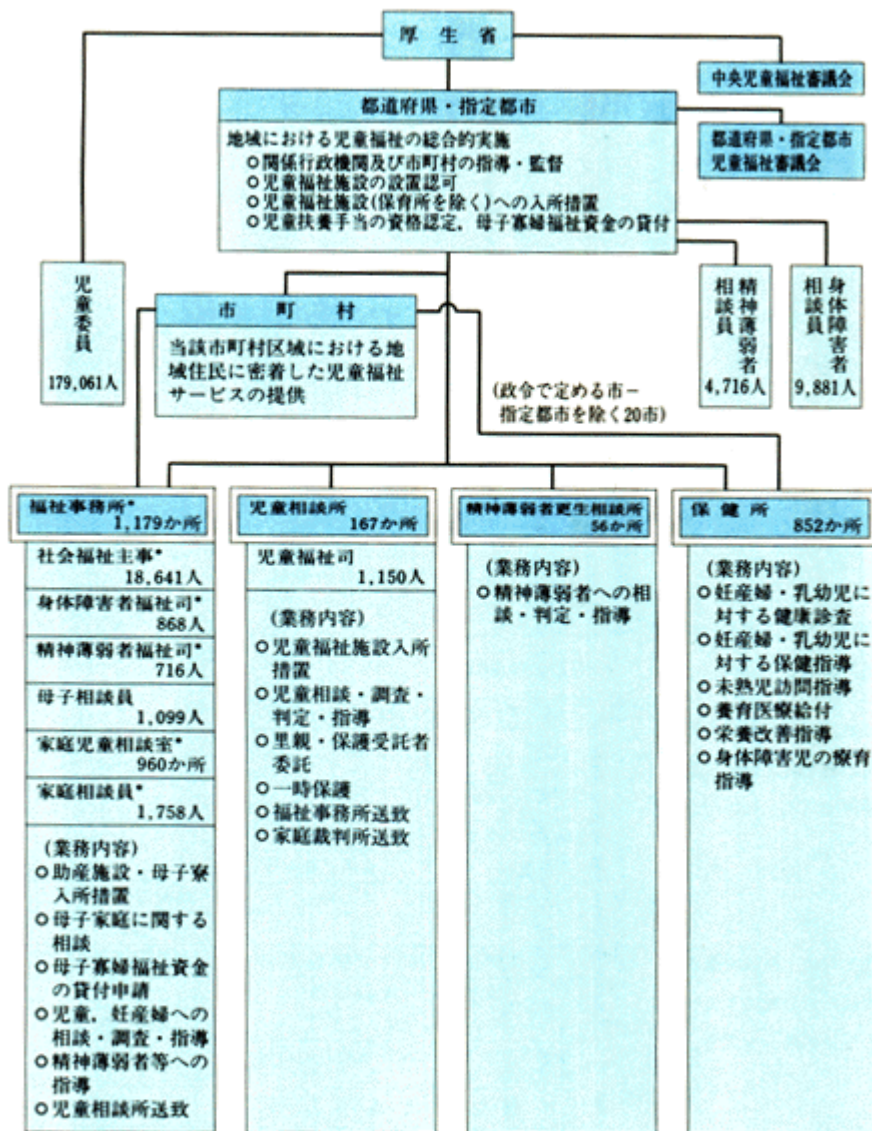
児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

年齢別児童家庭福祉対策



児童福祉行政の機構図

児童福祉行政の機構図



(注) 施設数及び人員は62年度末の数字である。ただし、※を付した数字は62年6月1日現在、児童相談所、児童福祉司の数は63年5月1日現在。精神薄弱者相談員は63年4月1日現在。

第2編

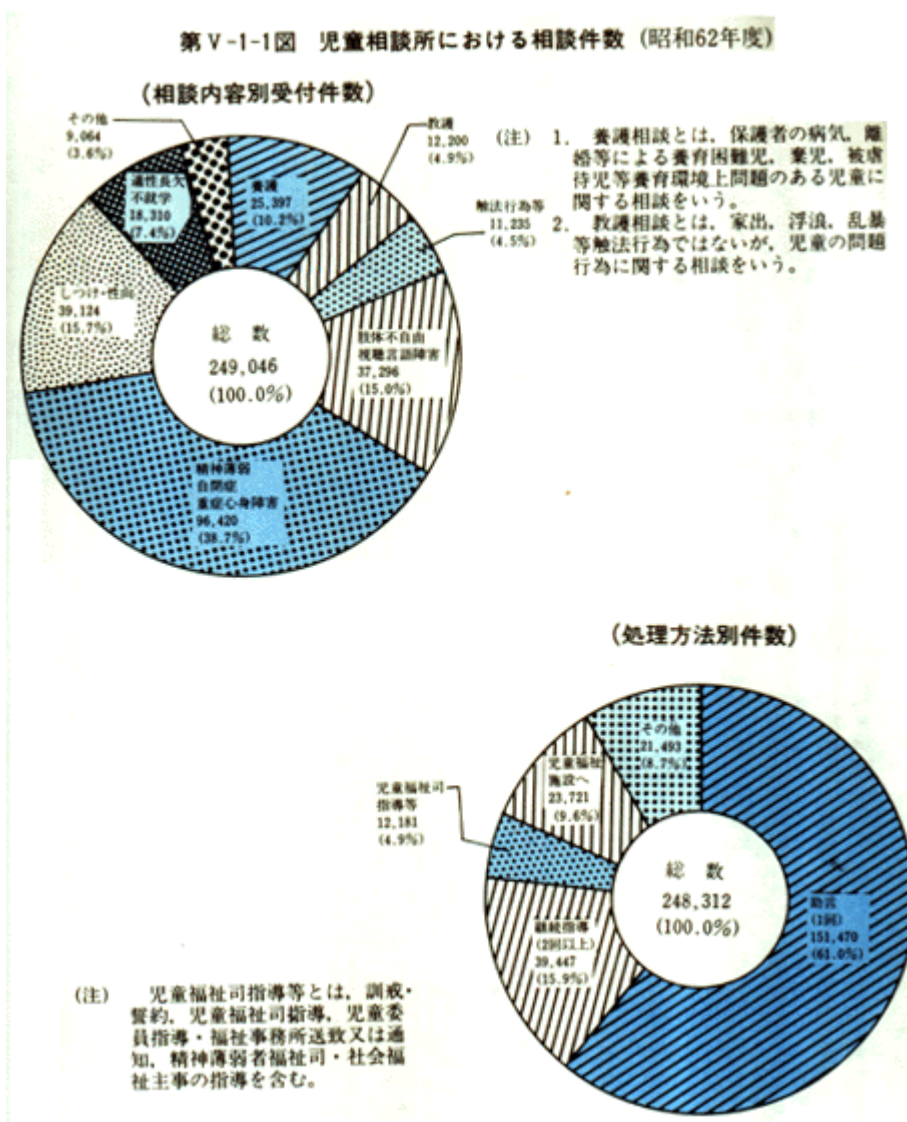
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(2) 児童相談所

第V-1-1図 児童相談所における相談件数(昭和62年度)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(3) 児童福祉施設

第V-1-2表 児童福祉施設の状況

第V-1-2表 児童福祉施設の状況 (昭和62年10月1日現在)

種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員		入所人員		従事者数	
			人	人	人	人		
児童福祉施設		33,229	2,124,450	1,862,643		383,810		
助産施設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる。	703	5,625	・		39,050		
乳児院	乳児を入院させ、養育する。	121	4,010	2,804		3,556		
母子寮	母子を入所させ、保護指導する。	339	6,843	13,681		1,984		
保育所	保育に欠ける乳幼児を保育する。	22,826	2,026,138	1,784,193		307,210		
養護施設	保護者がいないなど家庭に恵まれない児童を入所させ、養育する。	538	34,799	29,595		12,065		
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に必要な指導を行う。	825	51,911	41,320		33,087		
虚弱児施設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康増進を図る。	34	2,047	1,648		769		
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の児童を治療する。	12	600	472		284		
教護院	不良行為などを行った児童を入所させ、生活指導・学習指導等を通じてその自立を図る。	57	4,945	2,611		1,920		
児童館	集会室、遊戯室等を設け、児童の健全育成を図る。	3,667	・	・		15,263		
児童遊園	広場、遊具等を設け、児童の健全育成を図る。	4,107	・	・		7,672		
精神薄弱者援護施設		1,313	76,472	74,820		35,235		
精神薄弱者更生施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、指導訓練を行う。	849	55,452	54,461		27,183		
精神薄弱者授産施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、主として職業指導を行う。	464	21,020	20,359		8,052		
母子福祉施設		89	・	・		572		
母子福祉センター	母子家庭に対して各種の相談、指導を行う。	62	・	・		300		
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養のための施設	27	・	・		272		
母子保健施設		629	・	・				
母子健康センター	母子保健に関する各種の相談・指導を行う。	629	・	・				

- (注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。
2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設につき、それぞれ、合計したものである。
また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。
3. 母子健康センターについては、昭和63年3月末日現在である。

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(4) 保育対策

全国的にみれば量的には保育所はほぼ充足しており、近年は人口急増地域等への対応、及び多様化する保育需要(延長保育、夜間保育、障害児保育等)への対応(質的充実)が進められている。

第V-1-3表 保育所の状況

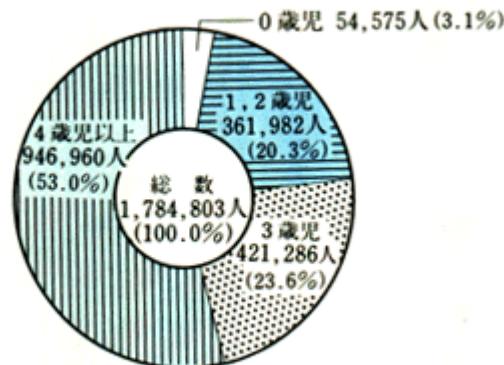
第V-1-3表 保育所の状況

年 度	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 営 (か所)	私 営 (か所)		
昭和50年度	18,009	11,387	6,622	1,676,720	1,561,397
55	21,960	13,275	8,685	2,128,190	1,940,793
60	22,899	13,600	9,299	2,081,126	1,770,466
61	22,877	13,573	9,304	2,050,462	1,737,856
62	22,835	13,522	9,313	2,026,728	1,709,826

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第V-1-4図 年齢別保育所措置状況(昭和63年3月1日現在)

第V-1-4図 年齢別保育所措置状況(昭和63年3月1日現在)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第V-1-5表 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移(各年度末現在)

第V-1-5表 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移(各年度末現在)

年 度	57	58	59	60	61	62
夜 間 保 育(か所数)	9	12	17	19	25	26
延 長 保 育(か所数)	162	205	297	372	370	411
障害児保育(国庫補助対象人員)	2,992	3,367	3,743	3,993	4,493	4,870

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(5) 児童の健全育成対策

子供を健やかに育てるための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・場の提供——児童館・児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放・遊び活動の充実——中央児童福祉協議会による優れた児童文化財の推薦・児童劇巡回事業・地域組織活動の育成——母親クラブ・児童育成クラブ等の強化・助成・相談事業——児童相談所・家庭児童相談室・子ども家庭相談事業・すこやかテレホン事業・乳幼児健全育成事業
養護に欠ける児童の保護	<ul style="list-style-type: none">・乳児院・養護施設への入所・里親等への委託
非行等の防止・保護・指導	<ul style="list-style-type: none">・各種相談事業・教護院・情緒障害児短期治療施設への入所

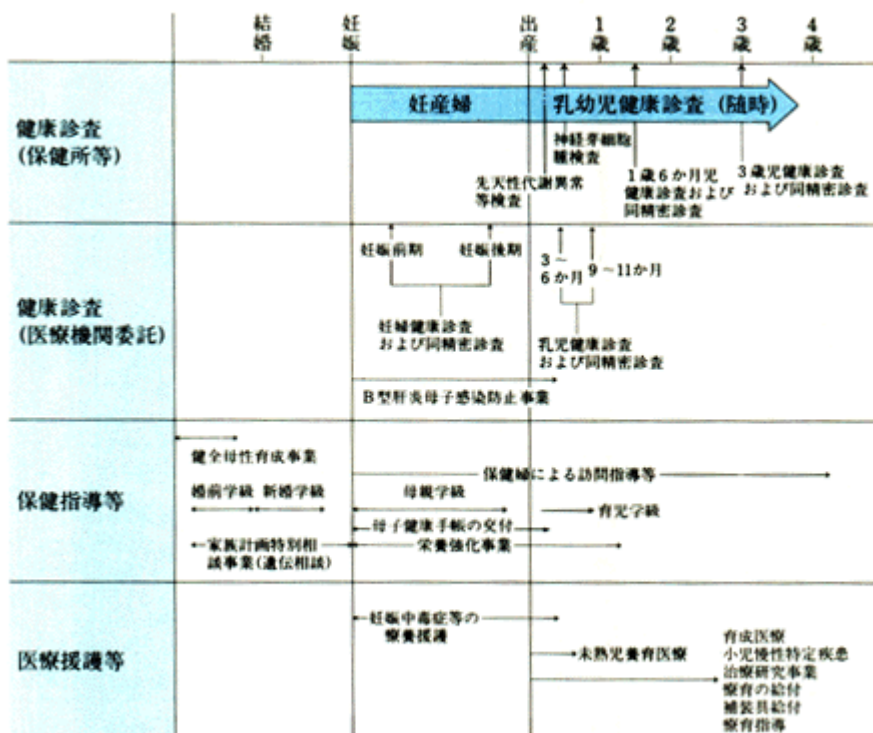
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(6) 母子保健対策



第V-1-6表 先天性代謝異常検査等実施状況

第V-1-6表 先天性代謝異常検査等実施状況

	年度	出生数	受診者数	受診率	患者数	発見率
		(A) 人	(B) 人	(B/A)%	(C) 人	(C/B)
先天性代謝異常検査 (昭和52年度～)	52～60	14,071,980	12,168,645	86.5	2,018	1/6,000
	61	1,373,252	1,372,583	100.0	179	1/7,700
	62	1,346,658	1,339,534	99.5	228	1/5,900
	総数	16,791,890	14,880,762		2,425	1/6,100
クレチン症検査 (昭和54年度～)	54～60	10,628,380	8,846,297	83.2	1,151	1/7,700
	61	1,373,252	1,372,171	99.9	233	1/5,900
	62	1,346,658	1,338,823	99.4	223	1/6,000
	総数	13,348,290	11,557,291		1,607	1/7,200
神経芽細胞腫検査 (昭和59年度～)	59～60	2,890,624	959,406	33.2	62	1/15,500
	61	1,373,252	997,643	72.6	79	1/12,600
	62	1,346,658	1,024,841	76.1	88	1/11,600
	総数	5,610,534	2,981,890		229	1/13,000

(注) 1. 出生数については、厚生省統計情報部「人口動態統計」
 2. 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受診者数に含まれることにより、受診率は100%を超えることがある。

資料：厚生省児童家庭局調べ

第V-1-7表 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

第V-1-7表 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

区分	対象疾患及び実施年度			給付人数(実人数)		
	入通院の別		対象年齢18歳未満を20歳未満まで延長	昭和60年度	61	62
	入院	通院		人	人	人
悪性新生物	46	54	59	16,201	17,686	18,513
慢性腎疾患	47	—	51	10,759	10,862	10,632
ぜんそく	47	—	54	9,638	10,102	10,869
慢性心疾患	49	—	51	8,085	8,741	8,256
内分泌疾患	49	クレチン症43年度 下垂体性小人症53年度 思春期早発発症57年度 その他58年度	一部対象 (下垂体性小人症 55年度)	13,961	16,803	18,154
膠原病	49	一部対象 (若年性関節リウマチ 56年度)	52	4,807	5,052	4,613
糖尿病	49	49	—	4,812	5,054	5,160
先天性代謝異常	43	43	—	5,301	5,869	6,220
血友病等血液疾患	44	44	52	5,775	5,691	6,452
			計	79,339	85,860	88,869

(注) 本事業は、原則として18歳未満の児童で入院治療を必要とするものを対象者としている。

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(7) 母子家庭等

第V-1-8表 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合

第V-1-8表 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合 (昭和58年8月1日現在)

	総 数	死 別			離 別			
		総 数	病 死	その他	総 数	離 婚	遺棄生 死不明	その他
母子家庭	世帯 718,100 (100.0)	259,300 (36.1)	201,600 (28.1)	57,700 (8.0)	458,700 (63.9)	352,500 (49.1)	40,600 (5.7)	65,600 (9.1)
寡 婦	人 1,565,000 (100.0)	1,146,000 (73.2)	1,007,000 (64.3)	140,000 (8.9)	419,000 (26.8)	357,000 (22.8)	20,000 (1.3)	42,000 (2.7)
父子家庭	世帯 167,300 (100.0)	66,900 (40.0)	59,600 (35.6)	7,300 (4.4)	100,500 (60.1)	90,700 (54.2)	5,400 (3.2)	4,400 (2.6)

- (注) 1. ()内は、構成割合(%)を示す。
 2. 母子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭
 3. 寡 婦：児童(20歳未満)を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子(但し、未婚の者を除く。)
 4. 父子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和58年度)

母子及び寡婦福祉対策

母子及び寡婦福祉対策

経済的援助	手当、年金の給付 { 死別-遺族年金、遺族基礎年金 { 生別-児童扶養手当 資金の貸付(母子福祉資金、寡婦福祉資金)
雇用促進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住宅	公営住宅への配慮
生活指導等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭等介護人派遣事業
税制	寡婦控除 (所得税25万円、住民税24万円) 非課税限度額 (住民税100万円)

児童扶養手当

児童扶養手当

目的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること	
受給者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護養育している母又はその他の者	
手当額(月額) (昭和63年4月~)	児童1人の場合	34,000円
	児童2人の場合	39,000円
	3人以上児童1人の加算額	2,000円
所得制限	受給者の前年の年収171万6千円未満(2人世帯) (171万6千円以上320万8千円未満の場合は、11,250円につき支給停止)なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収781万4千円未満(2人世帯)	
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。 (ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。)	
支給状況 (昭和62年度末)	受給者数	628,620人
	支給理由別内訳	
	離婚	507,645人
	死別	25,650人
	未婚の母子	32,771人
	父障害	12,661人
	遺棄	38,066人
	その他	11,827人

父子福祉対策

父子福祉対策

住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税 制	寡夫控除 ・子ども(所得が基礎控除(33万円)以下の者)を有する父子家庭の父であって所得が300万円以下の者 ・控除額 所得税25万円 住民税24万円

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(8) 児童手当制度

第V-1-9表 児童手当支給状況

支給対象児童	・第二子以降の児童
支給期間	・義務教育就学までの期間（小学校入学まで）ただし、就学猶子及び免除者は、その猶子又は免除された期間、支給。
手当額	・第二子：月額2,500円 第三子以降：月額5,000円
所得制限	・老齢福祉年金の本人所得制限並（昭和61年度～平成2年度） （63年度：6人世帯収入ベース417.4万円）
特例給付	・所得制限強化により、手当を受けられなくなるサラリーマンについて、全額事業主負担による児童手当と同額の給付（昭和61年度～平成2年度） （所得制限63年度：6人世帯収入ベース660.0万円）
費用負担	・サラリーマン分 事業主：7/10、国：2/10、地方：1/10 ・自営業者分 国：2/3、地方：1/3 ・特例給付分 事業主：10/10

第V-1-9表 児童手当支給状況（昭和62年度）

	受給者数	支給対象児童数	支給額
	人	人	千円
総数	3,226,883	3,678,234	155,640,206
うち特例給付	1,525,607	1,688,442	65,893,168.5
被用者	1,915,067	2,151,719	86,799,087
うち特例給付	1,132,834	1,251,633	48,949,932.5
非被用者	860,283	1,020,514	49,004,474
公務員	451,533	506,001	19,836,645
うち特例給付	392,773	436,809	16,943,236

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、昭和63年2月末現在のものである。

資料：厚生省児童家庭局「昭和62年度児童手当事業年報」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

心身障害者に対する施策には、在宅サービス、施設サービスとがあるが、その目的とするところは、心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し、一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(1) 身体障害者

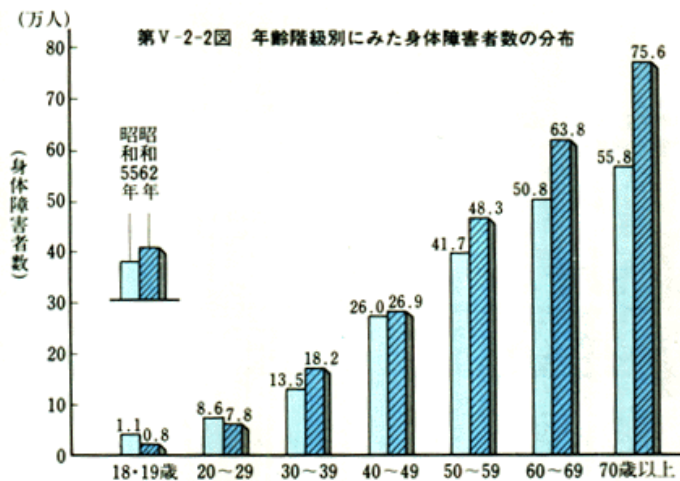
第V-2-1表 障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

第V-2-1表 障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

	実 数 (千人)									構 成 割 合 (%)							
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	
55年2月 ('80)	1,997	293	355	337	381	265	244	101	100.0	14.8	17.9	17.0	19.3	13.4	12.4	5.1	
62年2月 ('87)	2,413	475	448	408	458	326	236	62	100.0	19.7	18.6	16.9	19.0	13.5	9.8	2.6	
62年/55年 (%)	122.1	162.1	126.2	121.1	120.2	123.0	96.7	61.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
62年内訳																	
視覚障害者	307	107	66	30	23	30	44	8	100.0	34.9	21.5	9.8	7.5	9.8	14.3	2.6	
聴覚障害者	354	28	90	65	66	2	91	12	100.0	7.9	25.4	18.4	18.6	0.6	25.7	3.4	
肢体不自由者	1,460	186	291	246	308	294	100	33	100.0	12.7	19.9	16.9	21.1	20.1	6.8	2.3	
内傷障害者	292	154	1	67	60	—	—	10	100.0	52.7	0.3	22.9	20.5	—	—	3.4	
(再掲)重複障害者	156	55	37	25	15	10	4	10	100.0	35.3	23.7	16.0	9.6	6.4	2.6	6.4	

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第V-2-2図 年齢階級別にみた身体障害者数の分布



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

身体障害者福祉対策の概要-1

身体障害者福祉対策の概要-1

事業名	事業の概要	備考
ハンディキャップ軽減のための施策	更生医療の給付	都道府県知事等が指定する医療機関に委託
	補装具の交付, 修理	都道府県知事等が業者に委託
健康の保持増進のための施策	診査, 更生相談	身体障害者更生相談所と共同で実施
	在宅重度障害者訪問診査	
社会参加と自立のための施策	「障害者の住みよいまち」づくり	人口5万以上の市町村に対し計画的に実施 昭和63年度50市
	社会参加促進事業	
	在宅障害者デイ・サービス事業	原則として人口10万以上の市(身障福祉センター)で実施
日常生活に対する援助のための施策	特別障害者手当等の支給	特別障害者手当 月額20,950円(昭和63年4月より) 障害児福祉手当 月額11,700円(昭和63年4月より)
	日常生活用具の給付等	
	家庭奉仕員の派遣	
	在宅重度身体障害者ショートステイ事業	
障害別福祉施策		社会福祉法人等に委託
その他の制度による施策		税金の減免, 旅客鉄道旅客運賃割引, 有料道路の通行料金の割引等

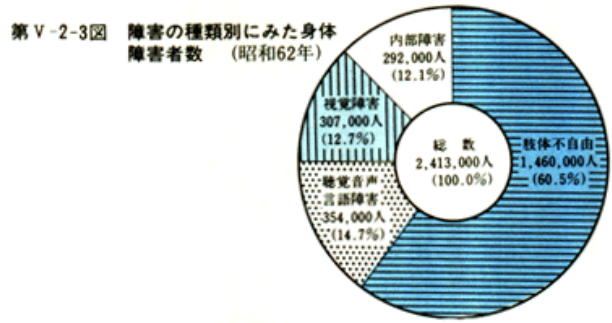
身体障害者福祉対策の概要-2

身体障害者福祉対策の概要-2

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	更生施設	肢体不自由者更生施設	肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(45か所、2,043人)
		視覚障害者更生施設	視覚障害者を入所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える。(16か所、1,674人)
		聴覚・言語障害者更生施設	聴覚・言語障害者を入所させて、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(3か所、175人)
		内部障害者更生施設	内臓に障害のある者を入所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(14か所、717人)
		重度身体障害者更生援護施設	重度の身体障害者を入所させ、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(59か所、4,026人)
	生活施設	身体障害者療護施設	身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う。(186か所、11,635人)
		身体障害者福祉ホーム	低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を与える。
	作業施設	身体障害者授産施設	身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所させ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(86か所、4,594人)
		重度身体障害者授産施設	重度の身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所させ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(118か所、7,396人)
		身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の通所型 (82か所、1,952人)
身体障害者福祉工場		重度身体障害者で作業能力はあるが、職場環境、交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、健全な社会生活を営ませる。(23か所、1,365人)	
身体障害者福祉センター		地域の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練及び保健体養等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する。(168か所)	
地域利用施設	障害者更生センター	障害者とその家族が気軽に宿泊、体養し、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深める。(8か所)	
	補装具製作施設	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う。(38か所)	
	点字図書館	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供する。(73か所)	
	点字出版施設	無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する。(13か所)	
	盲人ホーム	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する盲人であって自営し、又は雇用されることの困難なものに対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(29か所)	
	進行性筋萎縮症者の援護	進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。	

(注) 事業の概要の欄の()内は昭和62年10月1日現在の施設数、定員
資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

第V-2-3図 障害の種類別に見た身体障害者数(昭和62年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(2) 心身障害児(者)

1) 全般

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児(者)対策

心身障害児(者)対策

		乳幼児期 0歳	少年期 6歳 15歳	成年期 18歳 20歳	成年期(精神薄弱者のみ)
発生予防	発生予防	……………妊産婦健診等			
	早期発見	……………先天性代謝異常等検査 健康診査(乳幼児, 1歳6か月児, 3歳児)			
在宅対策	早期療育	保健所, 児童相談所等による相談指導 心身障害児総合通園センター 育成医療 心身障害児…………… 通園事業 障害児保育 通園施設…………… (肢体不自由児, 難聴幼児, 精神薄弱児)			
	福祉サービス	補装具の交付(修理) 在宅重度精神薄弱者訪問診査事業 日常生活用具の給付 家庭奉仕員の派遣 児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務所)による相談指導 精神薄弱者更生相談所・福祉事務所等による相談指導 精神薄弱者相談員, 民生(児童)委員 民間団体による相談指導 身体障害者手帳, 療育手帳の交付 心身障害児・者歯科診療事業 心身障害児(者)施設地域療育事業(緊急保護等) 精神薄弱者更生施設(通所) 精神薄弱者授産施設(通所) 精神薄弱者通所援護事業 職親 精神薄弱者福祉工場 精神薄弱者通勤寮 精神薄弱者福祉ホーム 精神薄弱者社会自立促進モデル事業			
	手当・年金	特別児童扶養手当の給付 障害基礎年金の給付 障害児福祉手当の給付 特別障害者手当の給付 心身障害者扶養保険制度			
	施設対策	精神薄弱児(自閉症児)施設……………(重度)…………… 精神薄弱者更生施設(入所) 精神薄弱者授産施設(入所) 精神薄弱者自活訓練事業 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設……………(重度)…………… 重症心身障害児施設 国立療養所推進行性筋萎縮症児委託病床…………… 国立療養所重症心身障害児委託病床			

(注) 心身障害児(者)とは, 身体障害児(18歳未満), 精神薄弱児(18歳未満), 精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

第V-2-4表 心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

第V-2-4表 心身障害児(者)関係施設等の数、定員及び入所児(者)数

(昭和62年10月1日現在) (単位:か所,人)

	施設数	入所定員	入所人員	従事者数
精神薄弱児施設	317	21,127	17,921	11,367
自閉症児施設	8	380	314	576
精神薄弱児通園施設	216	7,858	6,019	3,518
盲児施設	26	1,301	539	506
ろうあ児施設	22	1,439	366	369
難聴幼児通園施設	26	875	710	401
肢体不自由児施設	73	9,084	6,823	7,164
肢体不自由児通園施設	71	3,010	2,252	1,331
肢体不自由児療護施設	8	425	271	234
重症心身障害児施設	58	6,412	6,105	7,621
国立療養所重症心身障害児委託病床	80	8,080	7,443	—
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床	27	2,140	1,468	—
心身障害児通園事業	207	4,140	—	—
精神薄弱者更生施設(入所)	753	52,030	51,276	25,947
”(通所)	96	3,422	3,185	1,236
精神薄弱者授産施設(入所)	160	10,299	10,116	4,529
”(通所)	304	10,721	10,243	3,523
精神薄弱者通勤寮	95	2,274	2,109	558
精神薄弱者福祉ホーム	27	290	240	64
精神薄弱者通所援護事業	168	—	—	—

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

2) 身体障害児

第V-2-5表 障害の種類・年齢階級別にみた身体障害児数と構成割合

第V-2-5表 障害の種類・年齢階級別にみた身体障害児数と構成割合

	総数	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~17歳	
45年10月 (構成比)	93,800人 (100.0%)	14,000 (14.9)	25,600 (27.3)	33,400 (35.6)	20,900 (22.3)	
62年2月 (構成比)	92,500人 (100.0%)	12,400 (13.4)	26,800 (29.0)	31,900 (34.5)	21,400 (23.1)	
62年/45年	98.6%	88.6	104.7	95.5	102.4	
62年 2月 内訳	視覚障害	5,800人 (100.0)	800 (13.8)	1,800 (31.0)	2,700 (46.6)	400 (6.9)
	聴覚・言語障害	13,600 (100.0)	1,900 (14.0)	4,300 (31.6)	5,800 (42.6)	1,600 (11.8)
	肢体不自由	53,300 (100.0)	5,800 (10.9)	13,600 (25.5)	18,300 (34.3)	15,600 (29.3)
	内部障害	19,890 (100.0)	3,900 (19.7)	7,000 (35.4)	5,100 (25.8)	3,800 (19.2)
	重複障害(再掲)	6,600 (100.0)	400 (6.1)	1,200 (18.2)	2,700 (40.9)	2,300 (34.8)

資料:厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

第V-2-6表 等級別身体障害児の状況

第V-2-6表 等級別身体障害児の状況

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
45年10月 (構成比%)	93,800 (100.0)	13,000 (13.9)	18,300 (19.5)	12,200 (13.0)	14,000 (14.9)	8,900 (9.5)	10,300 (11.0)	17,200 (18.3)
62年2月 (構成比%)	92,500 (100.0)	25,300 (27.4)	19,000 (20.5)	20,600 (22.3)	6,600 (7.1)	4,700 (5.1)	2,700 (2.9)	13,600 (14.7)
62年/45年 (%)	98.6	194.6	103.8	168.9	47.1	52.8	26.2	79.1

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

3) 精神薄弱児(者)

第V-2-7表 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数

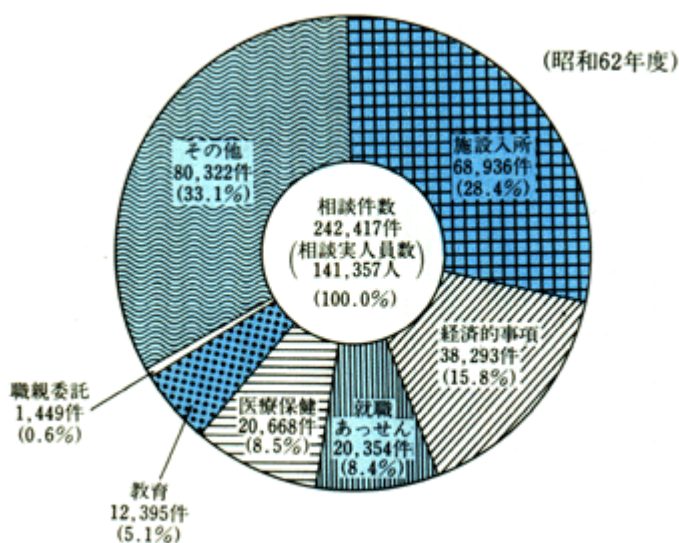
第V-2-7表 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数
(昭和62年度末現在)

	総数	18歳未満	18歳以上
総数	333,109	117,102	216,007
A(重度)	166,826	60,154	106,672
B(中程度)	166,283	56,948	109,335

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第V-2-8図 福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数

第V-2-8図 福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(3) 特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。							
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者							
手当額(月額) (昭和63年4月~)	1級(重度)	41,300円						
	2級(中度)	27,500円						
所 得 制 限	受給者の前年の年収585.9万円未満(4人世帯)							
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。							
支 給 状 況 (昭和61年度末)	支給対象児童数	128,843人						
	障害種別	<table border="0"> <tr> <td>{ 精神薄弱</td> <td>65,796人</td> </tr> <tr> <td>{ 身体障害</td> <td>56,659人</td> </tr> <tr> <td>{ その他</td> <td>6,388人</td> </tr> </table>	{ 精神薄弱	65,796人	{ 身体障害	56,659人	{ その他	6,388人
{ 精神薄弱	65,796人							
{ 身体障害	56,659人							
{ その他	6,388人							

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(4) 特別障害者手当

目的	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
手当額(月額)	20,950円
所得制限	受給資格者の前年の収入 382 万円(2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876 万円(6人世帯)
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が認定し、金融機関等を通じて年4回(2月、5月、8月、11月)支払う。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(5) 障害児福祉手当

目的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
手当額（月額）	11,700円
所得制限	受給資格者の前年の収入 382 万円（2人世帯） 扶養義務者等の前年の収入 876 万円（6人世帯）
支給方法	特別障害者手当と同じ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(6) 経過的福祉手当

目的	重度障害者に対して、その障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	20歳以上の従来の福祉手当の支給資格者のうち、特別障害者手当の支給に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されないもの
手当額（月額）	11,700円
所得制限	受給資格者の前年の収入 382 万円（2人世帯） 扶養義務者等の前年の収入 876 万円（6人世帯）
支給方法	特別障害者手当と同じ

第2編

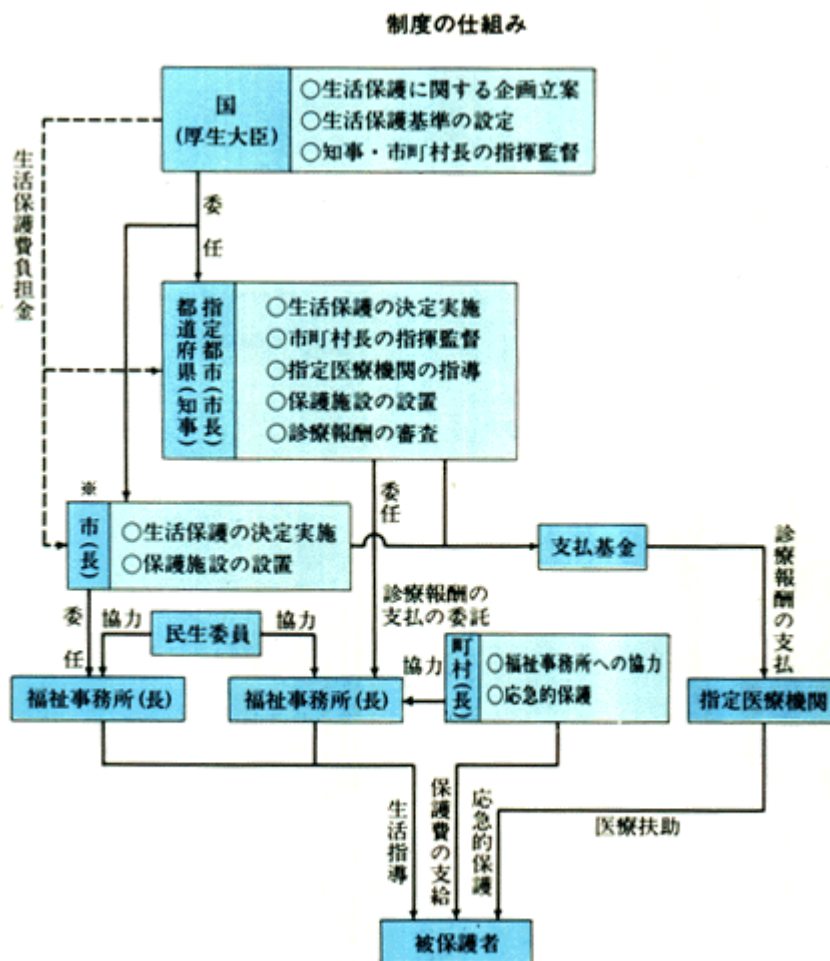
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

3 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

制度の仕組み



※ 福祉事務所を管理する町村長は市長と同じ扱いとなる。

第V-3-1表 生活扶助基準額の年次推移(夫婦子1人世帯・1級地)

第V-3-1表 生活扶助基準額の年次推移(夫婦子1人世帯・1級地)

実施年度	基準額	対前年度比	消費支出の格差(1人当たり)	
			被保護勤労者世帯(全国)	一般勤労者世帯
昭和40年度	14,129円	-%	-%	-
50	58,440	-	55.8	-
60	124,487	102.9	67.6	-
61	126,977	102.0	68.6	-
62	129,136	101.7	68.5	-
63	130,944	101.4	-	-

(注) 1. 夫婦子1人世帯とは、33歳男・29歳女・4歳子で構成されている世帯である。
 2. 昭和62年度以降は、1級地-1の生活扶助基準額である。
 3. 被保護勤労者世帯とは、常用勤労、日雇労働の被保護世帯をいう。
 資料：厚生省社会局調べ(各年度4月1日の数値)

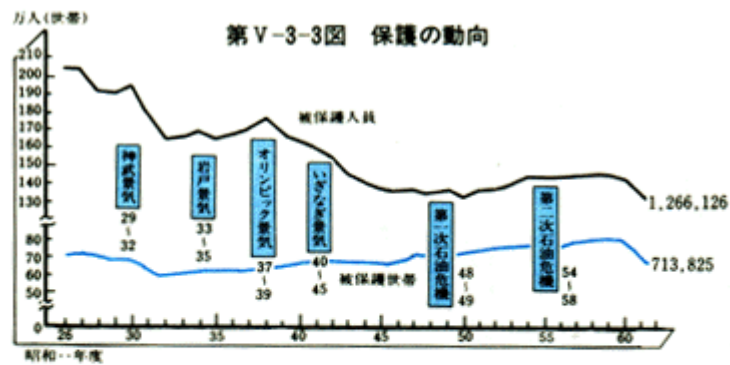
第V-3-2表 世帯類型別生活扶助基準月額(63年度・1級地-1)

第V-3-2表 世帯類型別生活扶助基準月額(63年度・1級地-1)

世帯類型	老人単身世帯(70歳女)	老人2人世帯(72歳男, 67歳女)	母子3人世帯(30歳女, 9歳子, 4歳子)
基準額	79,189円	113,438円	152,186円

(注) 各世帯類型に該当する加算額を含む。

第V-3-3図 保護の動向



資料 厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

※ 昭和62年度の1か月平均扶助別人員は次のとおりである。(単位：万人)

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
127	113	90	21	83	0.4

第2編

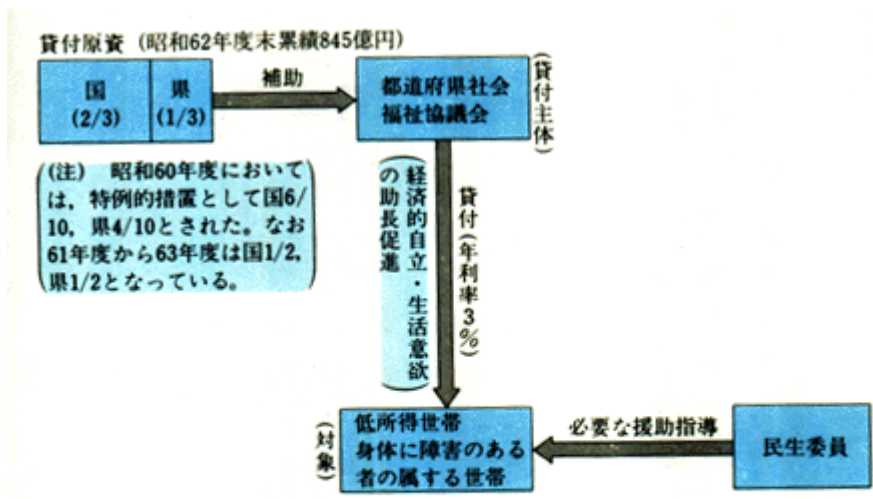
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませようとする制度である。



(注) 貸付金は、生業を営むための生業費、住宅の改修等に必要な資金等8種類に分かれ、各々貸付限度額、据置期間及び償還期限が定められている。(貸付利率年3%)また、昭和62年度の貸付実績は150億6千万円となっている。

第V-4-1表 貸付条件及び貸付実績(例)

第V-4-1表 貸付条件及び貸付実績 (例)

	貸付条件 (昭和63年度)			貸付実績 (昭和62年度 貸付金額)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	生業費 (特別) 円以内 1,820,000	1年	7年	3,092百万円
住宅資金	1,050,000 (特別 1,500,000)	6月	6年	3,007百万円
修学資金	修学費高校 月22,000	6月	20年	4,841百万円

資料：厚生省社会局調べ

厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

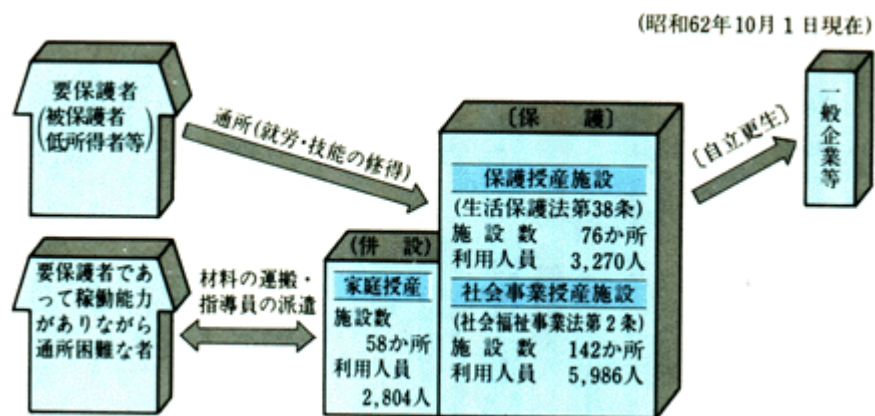
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(2) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

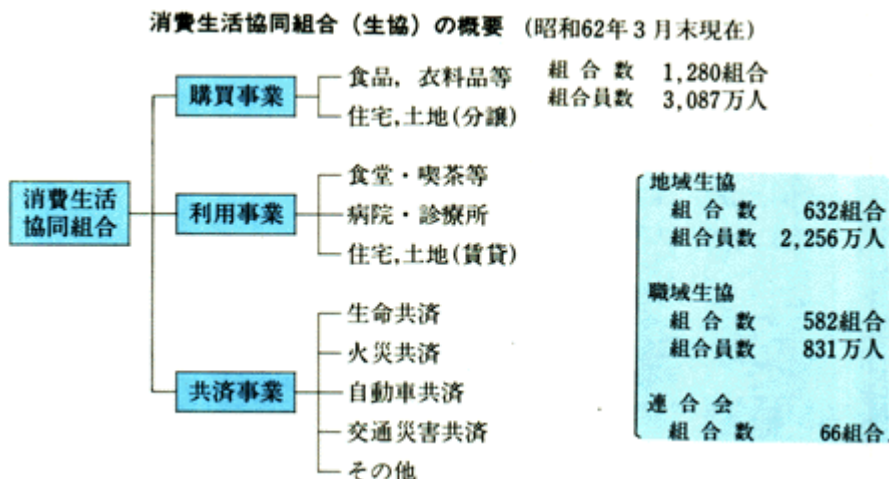
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(3) 消費生活協同組合

消費生活協同組合(生協)は、一定の地域又は職域を活動区域として、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

消費生活協同組合(生協)の概要



生協については、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づく設備資金の貸付け等の措置が講じられているほか、農業協同組合等の他の協同組合等と同様に、税制上、法人税率の軽減等の各種の優遇措置が講じられている。

第V-4-2表 生協の組合数等の推移

第V-4-2表 生協の組合数等の推移

	組合数 (連合会を含む)	組合員数	購買事業 年間事業高	利用事業 年間事業高	共済事業 共済掛金額
昭和56年度	1,320	2,393万人	1兆2,210億円	1,648億円	1,304億円
57	1,308	2,514	1 3,102	1,851	1,573
58	1,299	2,672	1 4,528	1,925	1,760
59	1,318	2,837	1 6,170	1,963	2,255
60	1,308	2,980	1 8,052	2,096	2,690
61	1,280	3,087	1 9,381	2,429	3,099

資料：「消費生活協同組合(連合会)実態調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

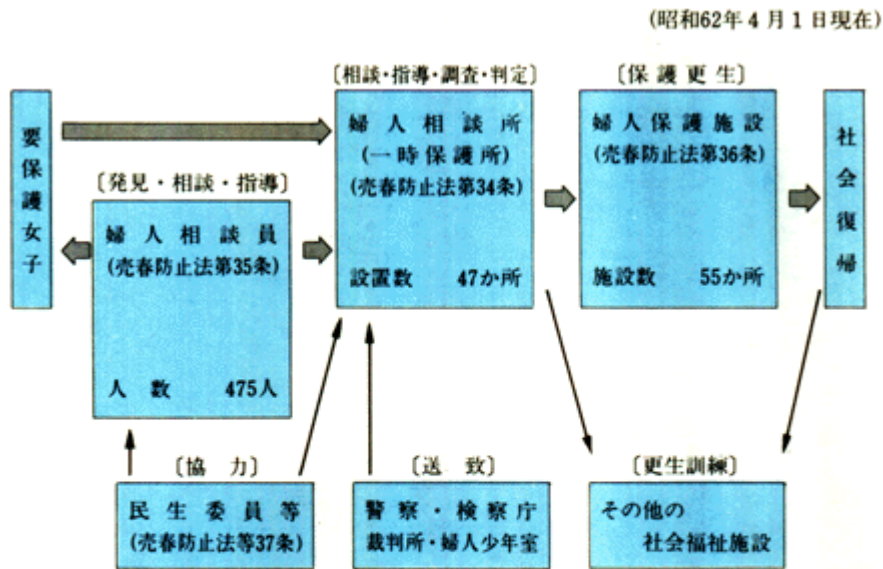
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(4) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。



(注) 昭和62年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受けた要保護女子は69,951人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが70.8%でもっとも多く、次いで社会福祉関係機関からの送致が10.7%となっており、警察・法務関係からの送致は2.3%となっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

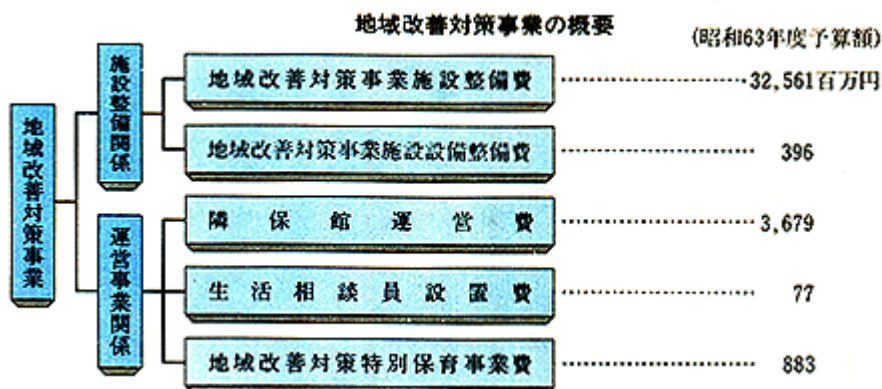
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

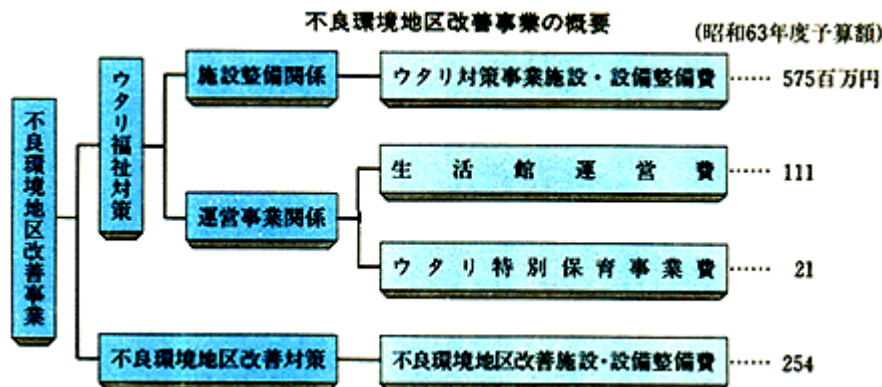
(5) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。地域改善対策については、「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」の失効に伴い,過去18年間にわたる特別法に基づく対策の成果等を踏まえ基本的見直しを行い,昭和62年度以降見込まれる事業について可能な限り一般対策へ移行させるとともに特に必要な事業の円滑な実施を図るため「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(62年法律第22号)」が昭和62年4月1日から5年間の最終時限立法として制定され,同法に基づき地域改善対策事業の推進が図られているところである。

地域改善対策事業の概要



不良環境地区改善事業の概要



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

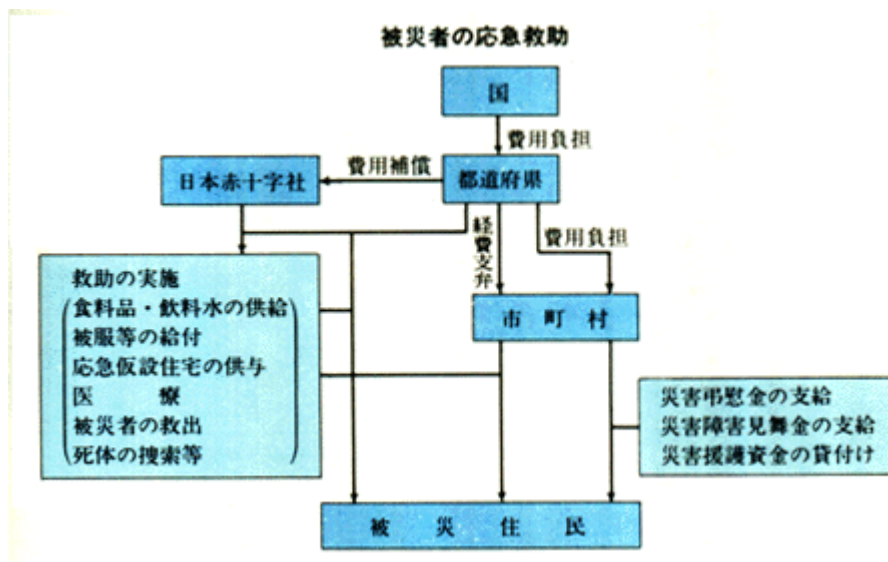
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(6) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

被災者の応急救助



第V-4-3表 災害救助法適用災害(昭和62年度)

第V-4-3表 災害救助法適用災害(昭和62年度)

災害救助法適用年月日	災害の種類	都道府県名	適用市町村数				適用条項	人的被害(人)				住家の被害(世帯)					
			市	区	町	村		計	死者	行方不明	負傷	計	全壊流失	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
62.8.31	台風12号	長崎県	2		1	3	(1号 3号後)	1		60	61	59	243	10,011	9	63	10,385
62.9.1	台風12号	北海道			1	1	1号			5	5	14	23	24	22	6	89
62.10.17	台風19号	香川県	1		1	2	1号	3		10	13	15	25	240	3,716	16,351	20,347
62.10.17	台風19号	鳥取県			2	2	1号	4		3	7	4	7	11	375	512	909
62年度計			3		5	8		8		78	86	92	298	10,286	4,122	16,932	31,730

資料：厚生省社会局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(7) 老人,障害者等に関する税制上の措置

(昭和63年度)

	老人	障害者	母子
人的控除	<ul style="list-style-type: none"> ○老年者控除 <ul style="list-style-type: none"> ・本人が65歳以上 ・合計所得金額1,000万円以下 所得税:50万円,住民税:48万円(63年度分までは24万円) ○老人配偶者控除 <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の控除対象配偶者 所得税:39万円,住民税:29万円 ○老人扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の扶養親族(年金額では,153万円以下) 所得税:39万円,住民税:29万円 ○同居老親等扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> ・老人扶養親族たる直系尊属を同居扶養 所得税:39万円,住民税:29万円 ○同居特別障害者扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者たる寝たきり老人,痴呆老人等を同居扶養 所得税:14万円,住民税:8万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者控除 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等で精神薄弱者とされた者 ・寝たきり老人,痴呆老人等で福祉事務所の長認定を受けている者 等 所得税:25万円,住民税:24万円 ○特別障害者控除 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害の程度が1,2級の者 ・児童相談所等で重度の精神薄弱者とされた者 ・寝たきり老人,痴呆老人等で上記の者に準ずるもの福祉事務所の長認定を受けている者 所得税:33万円,住民税:26万円 ○同居特別障害者扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者を同居扶養 所得税:14万円,住民税:8万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○寡婦控除 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別し若しくは生別した者で扶養親族又は合計所得金額が33万円以下の子を有するもの ・夫と死別した者で合計所得金額が300万円以下のもの 所得税:25万円,住民税:24万円 ○寡夫控除 <ul style="list-style-type: none"> ・妻と死別し若しくは生別した者で扶養親族又は合計所得金額が33万円以下の子を有し,かつ,合計所得金額300万円以下のもの 所得税:25万円,住民税:24万円
その他の所得税上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○住民税の非課税限度 前年の合計所得金額100万円以下の老年者は非課税 ○利子等の非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・郵便貯金300万円,貯金300万円,公債300万円の計900万円の利子等は非課税 ○おむつ代の医療費控除 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病により概ね6か月以上寝たきり状態にあり,医師がおむつの使用が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民税の非課税限度 前年の合計所得金額100万円以下の障害者は非課税 ○利子等の非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・障害年金の受給者 等 ○おむつ代の医療費控除 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民税の非課税限度 前年の合計所得金額100万円以下の寡婦は非課税 ○利子等の非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金の受給者たる妻 ・児童扶養手当の受給者たる児童の母 等
相続税・贈与税		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者控除 3万円×(70歳に達するまでの年数)の税額控除 ○特別障害者控除 3万円×(70歳に達するまでの年数)の税額控除 ○特別障害者扶養信託契約の信託受益権の贈与税の非課税 3,000万円までは非課税 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者等の使用する自動車に係る税の減免 ・物品税の非課税 ・自動車税の減免 ・自動車取得税の減免 	

厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

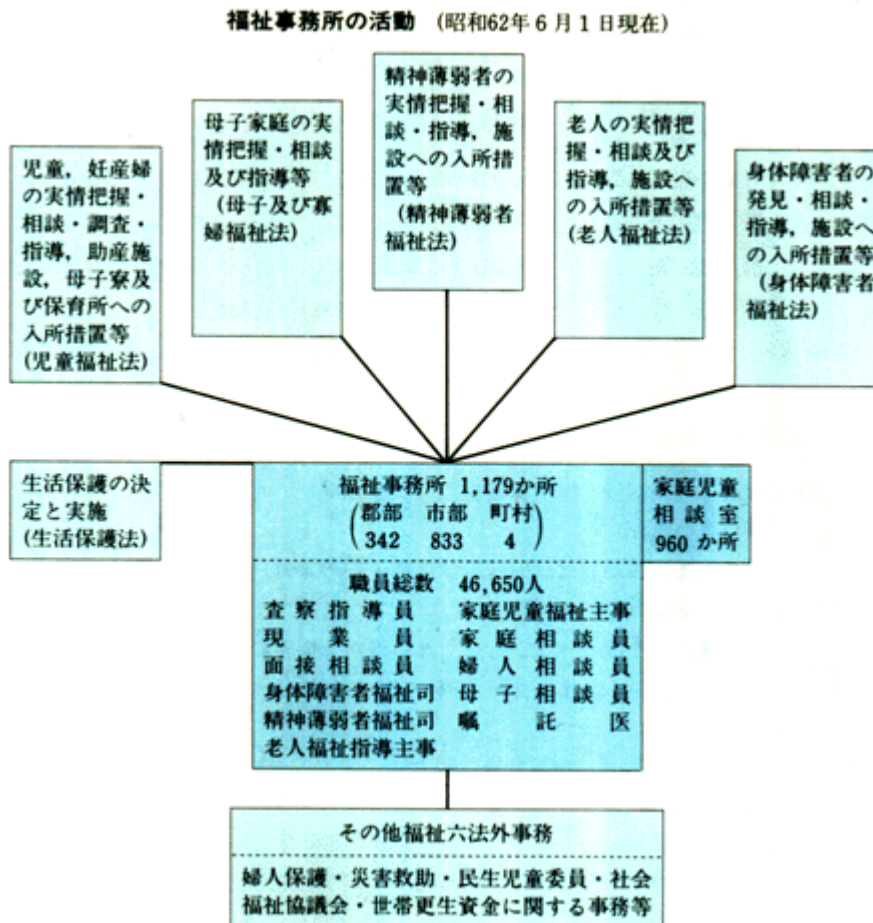
5 社会福祉の実施体制

(1) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。

福祉事務所の活動



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

5 社会福祉の実施体制

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

第V-5-1表 社会福祉施設の状況

第V-5-1表 社会福祉施設の状況(昭和62年10月1日現在)

(単位：か所、人)

	施設数	定員	現在員	従事者数
総数	48,731	2,568,314	2,267,653	569,363
保護施設	350	22,048	21,760	6,205
老人福祉施設	4,972	220,559	216,383	97,962
うち特別養護老人ホーム	(1,855)	(135,182)	(134,461)	(65,898)
身体障害者更生援護施設	932	36,157	32,405	20,687
婦人保護施設	55	1,889	832	550
児童福祉施設	33,229	2,124,450	1,862,643	383,810
うち保育所	(22,826)	(2,026,138)	(1,784,193)	(307,210)
精神薄弱者援護施設	1,313	76,472	74,820	35,235
母子福祉施設	89	.	.	572
その他の社会福祉施設	7,791	86,739	58,810	24,342

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設(医療機関)の定員、現在員、従事者数は除いている。
2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員及び助産施設の従事者数は除いている。
3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。また、その他の社会福祉施設には、へき地保育所を含んでいる。

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

5 社会福祉の実施体制

(3) 民間社会福祉活動

1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は児童委員をも兼ねている。

第V-5-2表 民生委員の活動状況(昭和62年度)

第V-5-2表 民生委員の活動状況(昭和62年度)

関係 件数	調査・証明事務	総数	15,161,294
		調査	4,180,099
		証明事務	1,212,422
		施設、団体、公的機関との連絡 諸会合、行事への参加	4,105,366 5,663,407
相談 指導 件数		総数	19,559,199
		家族の問題	1,569,472
		住居の問題	631,897
		健康の問題	5,833,816
		仕事の問題	786,701
		事故・災害	169,272
		生活費の問題	1,821,370
		年金・保険の問題	667,235
		生活環境の問題 その他	1,254,563 6,824,873

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

2) 社会福祉協議会

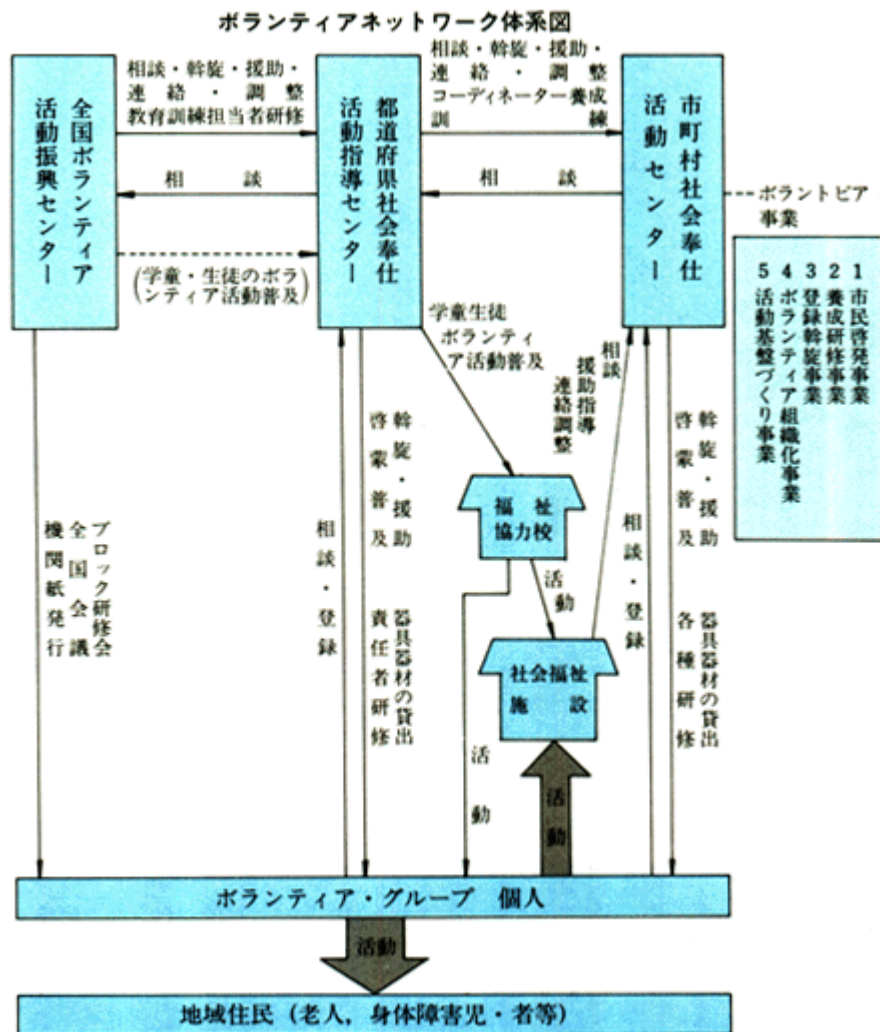
社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

3) ボランティア活動の振興

社会福祉の振興を図るためには、公的施策の充実とともに、社会連帯を基盤とする国民の参加と協力が不可欠となっている。

厚生省では、地域社会における自主的なボランティア活動の基盤となる条件の整備を目的としたボランティア事業や、学童・生徒が社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うことを目的とした福祉協力校制度に対する助成等を通じボランティア活動の振興を図っている。

ボランティアネットワーク体系図



厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

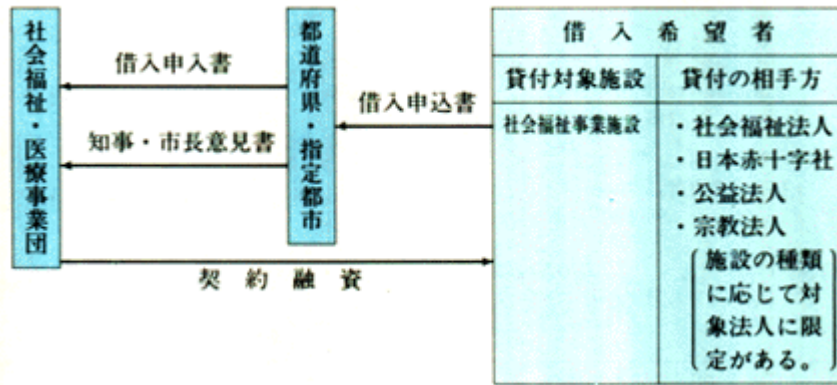
5 社会福祉の実施体制

(4) 社会福祉・医療事業団(社会福祉関係)

社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、昭和60年1月1日に社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合してできた特殊法人である。

1) 福祉貸付制度

社会福祉法人等に対する社会福祉施設の設置、整備又は、経営に必要な資金の長期・低利での貸付制度で、62年度の貸付件数は584件、貸付金額は357億円である。



2) 退職手当共済事業

民間社会福祉施設の職員が退職した場合に、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、退職手当金を支給する制度で、62年度の給付人員は23,189人、給付金額は179億円である。

3) 心身障害者扶養保険事業

道府県・指定都市で実施されている心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う

厚生白書(昭和63年版)

共済責任を,事業団が各地方公共団体と保険契約を締結する保険事業であり,62年度の年金給付人員は12,534人,年金額は31億円である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare